

官業改革タスクフォース 調査票

事項名 (所管府省名)	船員保険保養所 (厚生労働省)
1. 措置内容 (規制改革推進のための3か年計画(改定))	船員保険保養所については、平成17年度までにその数を平成13年度の半数とするとの合理化計画に基づき、27施設のうち約半数の13施設が既に廃止されたが、残り14施設についても、そのほとんどで採算がとれない状況にある。施設運営の厳しい状況にかんがみ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」においては、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定するとの閣議決定がなされているところであるが、新たな合理化計画については、船員保険法の抜本改正に伴い、未だ策定されない状況にある。 したがって、船員保険法の抜本改正後に、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう努めるべきである。 【平成19年度結論、平成20年度以降実施】
2. 講ぜられた措置	船員保険保養所については、第8回船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会(平成20年8月5日(火)実施)において、整理合理化案について合意を得たことから、今後、船員保険事業運営懇談会に諮り、整理合理化計画を取りまとめる予定。(平成20年9月予定)
3. 質問事項	(1) 整理合理化計画について、下記①～③をお示しいただきたい。 ①14施設の存廃について ②上記①の存廃理由 ③整理合理化のスケジュール 上記①から③について、船員保険事業運営懇談会において検討中。 (2) 平成18年度及び平成19年度における、施設の宿泊利用率と採算状況をお示しいただきたい。 ・別添参照